

和泉市障がい者雇用に係る意識調査・分析及び 障がい者就労支援センターアドバイザー業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 件名

和泉市障がい者雇用に係る意識調査・分析及び障がい者就労支援センターアドバイザー業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル

(2) 目的

本市では、令和5年4月に障がい者就労支援センター（※1「以下センター」という。）を開設しており、開設後1年が経ち、さらに障がい者就労支援施策を推進していくため、企業及び当事者が抱えている課題などを的確に把握したいと考えています。

このことから、市内企業の障がい者雇用に関する意識等を把握するため調査を実施し、分析することにより、今後の障がい者雇用施策を検討します。

また、センターが抱える課題等に対応できる体制を構築するため、障がい者雇用全般（当事者・企業・支援者）の支援から課題解決方法までのサポートを行うアドバイザー業務委託を実施します。

本業務の受託者について、専門性・創造性を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式により、事業者選定を実施します。

（※1）和泉市障がい者就労支援センターとは

市内在住の障がい者の就労相談、準備支援、仕事紹介（無料職業紹介事業の実施）、職場定着支援を実施。相談者のニーズにより、企業開拓等も実施。

（詳しくは、和泉市ホームページ「障がい者就労支援センター」参照）

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

なお、業務の詳細については、提案内容を基に本市と協議の上、決定するものとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

2. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

- ・優先交渉権者と随意契約の交渉のうえ、契約を締結する。
- ・契約内容は、業務委託仕様書及び企画提案書等の内容を基に協議の上、決定するものとする。

3. 提案限度額（見積限度額）

2,970,000円（消費税・地方消費税含む）

4. 契約保証金と支払条件

契約保証金は、和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）による。

支払いは完了払いとする。

5. 参加資格

参加表明時点において次の（1）（2）のいずれかの条件を満たし、（3）～（8）の全てに該当すること。なお、（2）の場合は提出書類の審査が必要とする。

（1）和泉市における令和4年・5年度入札参加資格を有している者。

(2) 入札参加資格を有していない場合は参加表明書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より3か月以内）の提出ができること。

①印鑑証明書の写し

②商業登記簿謄本（登記事項証明書）の写し（法人の場合のみ）

③直近1年間の事業の決算報告書一式の写し（法人の場合のみ）

④直近1年間の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書の写し（個人の場合のみ）

⑤国税の納税証明書「その3の3」の写し（法人の場合のみ）

⑥国税の納税証明書「その3の2」の写し（個人の場合のみ）

⑦直近2年間の市税の納税証明書の写し（本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ）

⑧委任状（受任者を立てる場合のみ）

⑨使用印鑑届

⑩暴力団排除に関する誓約書

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。

(5) 国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合は、市税の未納がないこと。

(6) 参加表明者、参加表明者の役員又は従業員が過去10年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

(7) 公募開始日から起算して過去5年間で、本業務と同種の業務の契約を1件以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(8) 参加表明の時点で、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止、指名回避措置および大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。

(9) 和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

6. 実施要領等の配布

配布方法：和泉市公式ホームページから実施要領等をダウンロード

配布期間：令和6年4月24日（水）午前9時から令和6年5月2日（木）午後5時まで

7. 参加表明書の提出

(1) 参加表明書の提出

提出期間：令和6年4月24日（水）午前9時から令和6年5月2日（木）午後5時まで

提出場所：和泉市市民生活部くらしサポート課（市役所4階）

提出書類：①参加表明書（様式第1号）

②実績報告書（様式第2号）本報告書は、選定において評価対象となる。

③5. 参加資格（2）に該当する者は、参加資格（2）に掲げる書類を提出すること。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便にて期限必着）

※持参の場合の受付時間は、平日の9：00～17：00

8. 質疑書の提出及び質疑書に対する回答

(1) 質疑書の提出

提出期間：令和6年5月8日（水）午前9時から令和6年5月17日（金）午後5時まで

提出書類：質疑書（様式第4号）※質疑事項がない場合も必ず提出すること。

提出方法：持参又はEメール（support@city.osaka-izumi.lg.jp）

※持参の場合の受付時間は、平日の9:00～17:00

(2) 質疑書に対する回答

回答予定日：令和6年5月20日（月）

回答方法：質疑書へ記載されたメールアドレスへ回答メールを全者へ送付

受信確認：市からの回答メールを受信した際には、速やかに受信確認のメールを返信すること。

9. 企画提案書・価格提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書及び価格提案書の提出

提出期間：令和6年5月20日（月）午前9時から令和6年5月27日（月）午後5時まで

提出場所：和泉市市民生活部くらしサポート課（市役所4階）

提出方法：持参又は郵送（書留郵便にて期限必着）

※持参の場合の受付時間は、平日の9:00～17:00

提出書類：見積書（様式第3号） 1部

企画提案書※下表に基づくこと

書式	A4版縦方向、横書き、両面印刷で8部用意すること。（正本1部、副本7部） 提案書は概ね30ページ以内にする。こと。（表紙及び目次は含まない） 本文の各ページには、ページ番号を記載すること。 正本1部：表紙に業務名及び事業者名を記載すること。 副本7部：表紙には業務名のみの記載とすること。（社名、代表者名等の事業者名が特定できる情報は記載しないこと。）
記載事項	提案書は「選定項目及び評価基準」に定める選定項目の順及び内容に対応させ、容易に評価点と提案項目の理解ができる構成とし簡潔明瞭に記載すること。また、提案内容は全て実現できるものとし、具体的に記載すること。

(2) 留意事項

- ①価格提案書は消費税及び地方消費税を含んだ総額を記載し、3. 提案限度額（見積限度額）に示す金額の範囲内で実施できるものとする。

10. 選定方法

(1) 選定方法

①委託事業者は公募型プロポーザル方式により選定する。

②選定審査

- ・実施日：令和6年5月31日（金） ※正式な時間は別途通知する。
- ・待機場所：和泉市役所（和泉市府中町二丁目7番5号） ※別途通知する。
- ・実施場所：和泉市役所（和泉市府中町二丁目7番5号） ※別途通知する。
- ・実施時間：1者につき30分程度を予定

（内訳）プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度

- ・出席者：1者につき3名までとする。なお、業務責任（予定）者となる者は必ず出席すること。
- ・選定方法：評価基準（別紙）を参照
- ・留意事項：

提案者は、企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこと。

会場のスクリーン及びプロジェクターは、事務局が用意する。その他、必要な機材等は、提案者が各自で用意すること。ただし、機材のセッティング時間はプレゼンテーション時間に含まれる。

会場内での発言は、企画提案書と同等の取り扱いとする。

事務局は、プレゼンテーションの実施中に、他の参加者の情報を一切提供しない。

事務局は、プレゼンテーション及び質疑応答の審査中は、記録のため録音する。

- ③選定の結果、提案得点（総合得点から価格評価点を除いたもの）が満点の6割を上回った者のなかで総合得点が最も高い者を優先交渉権者、二番目に高い者を次点交渉権者とし、優先交渉権者と随意契約の交渉を行う。ただし、交渉の結果、契約の合意を得られない場合は、次点交渉権者と交渉を行う。
- ④総合得点の合計が同じ者が2者以上あるときは、評価項目の提案の内容、「企画提案・内容」「実施体制・スケジュール」、の順に点数が高い順によるものとし、さらに各点数も同点である場合は、最も低い提案価格を提示した提案者を選定する。
- ⑤企画提案者が1者のみの場合であっても選定を実施し、「提案得点」が満点の6割を上回る場合は、優先交渉権者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。
- ⑥選定結果は、全ての参加者に通知する。

11. 選定項目及び評価基準

別紙選定評価基準を参照

12. 日程

項目	日時
実施要領の公表（公募開始）	令和6年4月24日から
参加表明書・実績報告書の提出	令和6年4月24日から令和6年5月2日午後5時まで
参加資格通知	令和6年5月7日（メールにて通知）
質疑書の提出	令和6年5月8日午前9時から令和6年5月17日午後5時まで
質疑書に対する回答	令和6年5月20日午前予定
提案書等の提出	令和6年5月20日午後0時から令和6年5月27日午後5時まで
選定審査	令和6年5月31日 プレゼンテーション・質疑応答による審査 ※正式な時間については、別途通知
選定結果の通知・公表	令和6年6月4日予定

13. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ②実施要領に違反した場合。
- ③業務委託仕様書で求めている業務内容を履行出来ないと判明した場合。
- ④提案限度額を超えた見積書を提出した場合。
- ⑤実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかろうとした事実が認められた場合。
- ⑥参加表明書の受付日から契約締結日までに、参加資格を欠く事由が判明した場合。
- ⑦その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合。

14. 企画提案者が1者の場合の取扱い

企画提案者が1者になった場合も「10. 選定方法」に基づき選定を行う。

15. 選定結果の通知方法

優先交渉権者の特定後、企画提案者全員に対して書面により通知する。

16. 選定結果の公表方法・内容

優先交渉権者の特定後、次の内容を和泉市公式ホームページで公表する。

- ① 優先交渉権者の名称及び総合得点
- ② 全提案事業者の名称（辞退、失格等を含む申込順）
- ③ 全提案事業者の総合得点（得点順）
- ④ 契約候補者の選定理由
- ⑤ 選定委員の所属及び氏名
- ⑥ 全提案事業者の採点項目ごとの各委員の点数

※ただし、②と③、⑤と⑥の対応関係については明らかにしない。

※提案者が2者の場合は、優先交渉権者の総合得点は公表するが、残りの1者の総合得点は公表しない。

17. 留意事項

- ①本プロポーザルに係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
- ②提出された書類等は返却しない。企画提案書等の著作権は応募者に帰属する。
- ③提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。
ただし、本市から要請した事項についてはこの限りでない。
- ④提出された提案書等は、委託事業者の選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
なお、提出物を本プロポーザル方式に関わる業務に用いる場合は、本市はこれを複製し、使用できるものとする。
- ⑤参加表明書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届を提出すること。
- ⑥審査結果にかかる異議等は、一切認めない。

18. 情報公開時の対応

企画提案書等については、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づき、公開対象となる。なお、提案者における競争上の地位及び利害を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については、予め文書により申し出ること。

19. 事務局・問合せ先

和泉市 市民生活部 くらしサポート課（担当：藤原・久保）

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL:0725 (99) 8124 FAX:0725 (41) 1778

Eメール：support@city.osaka-izumi.lg.jp

受付時間：土・日・祝日を除く 9:00～17:00